

県産水稻品種「つや姫」に係る中国語表記商標使用管理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、山形県に帰属する山形県産水稻品種「つや姫」の中国語表記の商標権に基づき、海外における「つや姫」の知的財産の保護及びブランド確立を図るため、その適正な使用に關し必要な事項を定める。

(商標権の内容)

第2条 この要綱で規定する商標権及び当該権利に基づく商標名（以下「商標名」という。）は別記のとおりとする。

(管理等を行う機関)

第3条 前条に掲げる商標権及び商標名の管理に関する業務は、山形県農林水産部県産米・農産物ブランド推進課長（以下「県産米・農産物ブランド推進課長」という。）が行う。

(使用権限)

第4条 商標名は、別記の商標権の範囲において、次の場合に使用することができる。

- (1) 山形県産「つや姫」を別記の対象国・地域（以下「対象国」という。）向けに流通し、販売の用に供する場合
- (2) 山形県産「つや姫」を原材料とした加工食品（以下「加工食品」という。）を対象国向けに、又は対象国内において、製造、流通又は販売の用に供する場合
- (3) 山形県産「つや姫」又は加工食品（以下「つや姫等」という。）を対象国内の飲食店において提供の用に供する場合。
- (4) つや姫等を対象国向け又は対象国におけるプロモーション、商談会、その他の販売促進に係る広報の用に供する場合
- (5) その他、県産米・農産物ブランド推進課長が特に必要があると認める場合

(表示方法)

第5条 前条に掲げる商標名の使用について、県産米・農産物ブランド推進課長が行う管理は、商標権及び商標名に関する事項とし、文字の書体等の表示方法については、公序良俗に反しない限りにおいて特段の制限は行わない。

(使用の届出)

第6条 商標名を使用しようとする者は、あらかじめ県産米・農産物ブランド推進課長に対し『「つや姫」海外商標（中国語表記）使用届出書（別紙様式1）』を提出しなければならない。

- 2 前項の届出について、対象国内の小売店又は飲食店が、「つや姫等」の販売又は提供を行うにあたり、商標名を販売広告等に用いる場合は、この限りでない。
- 3 第1項の届出は、年度ごとに行うものとし、同一年度内に、既に同一の品目及び使用内容の届出を行っている場合は、省略することができる。

(使用料)

第7条 商標名の使用料は無料とする。

(事故、苦情等の処理)

第8条 商標名の使用に際し生じた事故又は苦情については、使用者は、誠意をもって、その責任のもとに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項に規定する事故又は苦情について、山形県は一切の責任を負わない。

(適正使用の確保)

第9条 商標名の使用に関し、偽装表示など消費者に誤解を招く恐れのある行為、その他公序良俗に明らかに反する行為があると認められた場合、県産米・農産物ブランド推進課長は、その使用を中止させるとともに、使用者に対し必要な措置を命じることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めのない事項及び本要綱の内容に関し疑義が生じた事項については、必要に応じ、県産米・農産物ブランド推進課長が別に定める。

附則

この要領は、平成26年1月6日から施行する。

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年12月16日から施行する。

この要領は、令和5年4月25日から施行する。

この要領は、令和5年8月1日から施行する。

(別記)

県産水稻品種「つや姫」に係る中国語表記の山形県が保有する商標権について

1. 中華民國における商標権

- (1) 対象国・地域： 中華民國
- (2) 商 標 名： 山形滋雅
- (3) 商 標 権 者： 山形県
- (4) 権 利 期 間： 2023年8月1日から2033年7月31日まで
- (5) 指 定 区 分： 第30類、第31類
- (6) 指 定 商 品

区分	指定商品
第30類	パンズ（果物パン）、パン、菓子、すし、弁当、インスタントご飯、餅米饅頭（葉に包んだ餅）、穀類調製品、米、米粉、麵類（麵條）、乾麵、インスタントめん、米を主原料とするスナック食品、米菓子（ポン菓子）、米菓子（せんべい）、培養酵母（麴）、おにぎり。
第31類	未加工穀物、穀米（未加工の稻）、苗（秧苗）、種子（植物）、飼料、糠。

2. 香港における商標権

- (1) 対象国・地域： 香港特別行政区政府
- (2) 商 標 名： 山形滋雅
- (3) 商 標 権 者： 山形県
- (4) 権 利 期 間： 2012年12月18日から2032年12月17日まで
- (5) 指 定 区 分： 第30類、第31類
- (6) 指 定 商 品

区分	指定商品
第30類	類の全部を指定（ただし、日本国山形県産に限定）
第31類	類の全部を指定（ただし、日本国山形県産に限定）

3. 中国における商標権

- (1) 対象国・地域： 中華人民共和国
- (2) 商 標 名： 山形滋雅、滋雅
- (3) 商 標 権 者： 山形県
- (4) 権 利 期 間： 2014年7月21日から2024年7月20日まで
- (5) 指 定 区 分： 第30類、第31類
- (6) 指 定 商 品

① 山形滋雅

区分	指定商品
第30類	パンズ（果物パン）、パン、菓子、すし、弁当、インスタントご飯、餅米饅頭（葉に包んだ餅）、穀類調製品、米、米粉、めん類、乾麺、インスタントめん、米を主原料とするスナック食品、米菓子（ポン菓子）、米菓子（せんべい）、培養酵母（麹）、おにぎり（18商品）
第31類	穀物、粒米（未加工の稻）、苗、種子（植物）、ぬか類（5商品）

② 滋雅

区分	指定商品
第30類	すし、弁当、インスタントご飯、餅米饅頭（葉に包んだ餅）、穀類調製品、米、米粉、めん類、乾麺、インスタントめん、おにぎり（11商品）
第31類	穀物、粒米（未加工の稻）、苗、種子（植物）、ぬか類（5商品）

山形県農林水産部県産米・農産物ブランド推進課長 殿

団体名

代表者名

「つや姫」海外商標（中国語表記）使用届出書

「県産水稻品種「つや姫」に係る中国語表記商標使用管理要綱」第6条の規定に基づき、下記のとおり商標名の使用について届け出ます。

なお、使用に際しては、同管理要綱の規定に基づき適正な使用を行うことを約します。

記

使用する商標名	
使用する国・地域	
使用対象の品名	
使用する時期 (輸出する時期)	年 月 ~ 年 月
使用内容	<p>① 「つや姫」の輸出用米袋への表示 (kg 米袋)</p> <p>② 「つや姫」を原材料とする加工食品の包装等への表示</p> <p>③ 「つや姫」又は加工食品の飲食店での提供のための表示</p> <p>④ 「つや姫」又は加工食品の販売促進用広報等</p> <p style="text-align: center;">〔ポスター・チラシ・リーフレット ホームページ・その他()〕</p> <p>⑤ その他</p> <p style="text-align: center;">〔 〕</p>
(イベントで用いる場合) イベント名	
(輸出に用いる場合) 輸出予定数量	